

墨田区立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月20日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第3号

墨田区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区立公園条例施行規則（昭和40年墨田区規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表墨田区立緑と花の学習園の項を次のように改める。

墨田区立緑と花の学習園	(1) 国民の祝日（これらの日が日曜日に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後4時まで
-------------	--	--------------

第2条第2号の表中

「

墨田区立東墨田第一公園	ボール遊び広場	/	4月から9月まで 午前9時から午後7時まで 10月から翌年3月まで 午前9時から午後6時まで	を
-------------	---------	---	---	---

」

「

墨田区立東墨田第一公園	ボール遊び広場	/	4月から9月まで 午前9時から午後7時まで	に改
墨田区立緑町公園			10月から翌年3月まで 午前9時から午後6時まで	

」

める。

第2条の2ただし書中「指定管理者」の次に「（条例第22条第1項の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）」を加える。

第6条第2項の表中隅田公園の部を墨田区立隅田公園及び墨田区立大横川親水公園の部とする。

第7条の4第1項中「（条例第22条第1項の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）」を削る。

第10条中「公園有料施設使用記録票（第5号様式（甲））又は魚釣り場利用状況日報（第5号様式（乙））を作成し」を「システム又は区長が別に定める様式により」に改める。

第18条の表第10条の項中「公園有料施設使用記録票（第5号様式（甲））又は魚つり場利用状況日報（第5号様式（乙））」を「システム又は区長が別に定める様式」に改め、同表中

「

第13条第5項

を

」

「

第13条第5項

」

に改める。

別表第1中

墨田区弓道場	月曜日（月曜日が国民の祝日に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで				
隅田公園少年野球場		4月から9月まで	午前8時から 午後6時まで	10月から 翌年3月まで	午前8時から 午後4時まで	
東墨田公園少年野球場			午前6時から 午後6時まで			
荒川四ツ木橋緑地少年野球場		午前8時から午後8時30分まで				
荒川四ツ木橋緑地野球場		12月29日から翌年1月3日まで	4月から9月まで	午前6時から 午後6時まで	10月から 翌年3月まで	午前8時から 午後4時まで
錦糸公園競技場						
荒川四ツ木橋緑地競技場						
荒川四ツ木橋緑地少年サッカー場	午前8時から午後8時30分まで					
錦糸公園野球場						

隅田公園内魚つり場		4月から9月まで	午前10時から午後5時30分まで	10月から翌年3月まで	午前9時から午後4時30分まで
立花大正民家園旧小山家住宅	第2月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時30分から午後9時まで			

を

墨田区弓道場	(1) 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない日） (2) 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで			
隅田公園少年野球場		4月から9月まで	午前8時から午後6時まで	10月から翌年3月まで	午前8時から午後4時まで
東墨田公園少年野球場	12月29日から翌年1月3日まで	午前6時から午後6時まで			
荒川四ツ木橋緑地少年野球場		午前6時から午後6時まで			
荒川四ツ木橋緑地野球場		午前8時から午後8時30分まで			
錦糸公園競技場		午前8時から午後8時30分まで			
荒川四ツ木橋緑地競技場		4月から9月まで	午前6時から午後6時まで	10月から翌年3月まで	午前8時から午後4時まで
荒川四ツ木橋緑地地球競技場		午前8時から午後8時30分まで			
荒川四ツ木橋緑地少年サッカー場		午前8時から午後8時30分まで			
錦糸公園野球場		午前8時から午後8時30分まで			
隅田公園内魚つり場		4月から9月まで	午前10時から午後5時30分まで	10月から翌年3月まで	午前9時から午後4時30分まで

立花大正民家園旧小
山家住宅

午前9時30分から午後9時まで

に改める。

第3号様式から第5号様式（乙）までを次のように改める。

第3号様式から第5号様式まで 削除

付 則

この規則は、公布の日から施行する。